

第 30 期第 3 回横浜市児童福祉審議会 総会 会議録

日時	平成 27 年 7 月 7 日 (火) 18 : 30 ~ 20 : 08
開催場所	ワークピア横浜 2 階「くじゃく」
出席委員	明石委員 新井委員 飯田委員 岩本委員 影山委員 神長委員 菊池委員 佐々木委員 高橋委員 天明委員 戸塚委員 橋本委員 長谷山委員 細川委員 増田委員 松橋委員 村田委員
欠席委員	柏委員 櫻井委員 新保委員 松原委員 丸山委員
開催形態	公開(傍聴者 0 人・報道 0 人)
議題	<p>1 部会の開催状況について</p> <p>(1) 里親部会</p> <p>(2) 保育部会</p> <p>(3) 児童部会</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」の一部改正について</p> <p>(2) 平成26年度 被措置児童等虐待について</p> <p>(3) 平成 26 年度 児童虐待新規把握件数及び一時保護所入退所・立入調査等の状況について</p> <p>(4) 「児童相談所全国共通ダイヤル三桁化 (189)」の導入に伴う横浜市の対応について</p> <p>(5) 平成27年4月1日現在の保育所待機児童数について</p>
議事	<p>1 各部会からの報告</p> <p>里親部会、保育部会、児童部会の審議内容について各部会から資料に基づき報告</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」の一部改正について</p> <p>事務局から資料に基づき報告</p>

(2) 平成26年度 被措置児童等虐待について
事務局から資料に基づき報告

(3) 平成26年度 児童虐待新規把握件数及び一時保護所入退所・立入調査等の状況について

(4) 「児童相談所全国共通ダイヤル三桁化(189)」の導入に伴う横浜市の対応について
(3)、(4)について、まとめて事務局より資料に基づき報告

○明石委員

28ページの資料について、3番目の年齢別件数では、先ほど説明がありましたが、5歳未満の方が4割弱あります。幼稚園、保育所でそういう虐待のことは理解するのは難しいのか、一番理解しやすいと思ったのですが、4割弱で数が多いのだから、警察に行く前に保育所、幼稚園で幼児虐待のことが理解できなかったというふうに読めばいいのか、いや、本当に少ないのですと読めばいいのか。短大とか養成機関が弱いのか、幼稚園、保育所の研修が弱いのか、十分行われているのか、この24名というのが、どう考えればよいのか教えていただきたい。

○事務局

保育所、幼稚園が24件ということで、全体の1072件からすると少ないというふうには読めるのですが、事実上、これは私ども、保育所、幼稚園の皆様にご心配なことがあったらご連絡をいただくようお願いしておりますが、例えば、区役所と連携をしながら、区役所のほうを通じてお話をいただくとか、あるいは通告といいますよりも、むしろ児童相談所も一緒にかかわっている中で、特段、児童虐待の連絡票のようなもので通告をいただくというものばかりではないのです。事実上は警察の554件というのが一番多いのですが、やはりドメスティックバイオレンスが家庭の中で行われ、そこにお子さんがいたということで、警察から児童通告をいただいているものが一番多くなっております。割合からすると、1072件のうち、約半数以上ということで多い状況になっております。非常に保育園、幼稚園の皆様にもご協力をいただく中で対応しておりますので、決してこれがあまりご協力をいただけないというふうには、我々は認識しておりません。引き続き、またご協力をいただく中で、早期発見、早期対応ということで進めていきたいと思っております。

○村田委員

保育園の例で申しますと、朝7時から夜の8時まで長い時間、お子さんをお預かりするところで、多くはないのですが、たまたま虐待が疑われる場合がございます。そういう場合には保護者の日々の送り迎え、休みのことであるとか、着がえ等を行う中で、比較的気づく機会があります。気づいたことについては、お子さんや親御さんの状態を見ながら、ある程度経過を見ることが出来る利点があるということ。もう一つは直接通報ということよりも、区のこども家庭支援課等と連絡をとりまして、保健師や保健センターと相談をしながら、地域の方も含めて様子を見ていただくというようなことが通常どこの保育園でも行われていると思います。私どもそれぞれ区にそれぞれの組織がございまして、そこで研修等行ったりしておりますので、この辺の情報等について疎いということは基本的にはなからうと思っております。

○明石委員

通告だから少ないという理解でいいのですよね。そうすると、相談とかそういう件数は別途データをそろえていただけると助かります。通告までしないけれども、児童相談所とか保健センターとか保健師さんと相談したというようなデータをそろえてくれると助かります。

○村田委員

それは必ずしも虐待と言えるのかどうなのかというところは、その辺はなかなか微妙なところがございます。一応相談はしたけれども、虐待ということで具体的に判断はできなかったとか、あるいはそうではなかったとか、そういうことのほうが経験としては多いというのが私どもの実情でございます。

○事務局

区役所でも虐待に関する相談ですとか、通告を受けるようになりました。その統計につきましてはまだまとまって、皆様に公表できる段階ではございませんので、今その準備を進めております。来年度には資料を提供できるようにと考えています。今回は児童相談所の状況ですが、次回からは区役所の状況もご報告できるかと思っておりますので、今しばらくお待ちいただければと思います。申しわけありません。よろしく願いいたします。

○増田委員

同じく今のページの4番の虐待者別件数のところで教えていただきたいのですが、実父の激増ぶりといえますか、このところを、何か理由等、押さえていらっしゃいましたらお教えてください。

○事務局

こちらにつきましては、やはりDVですね。ドメスティックバイオレンスにつきましては、ほとんどがやはり父親から母親へということが多いので、この実父の数が多いという状況にはなっております。

○増田委員

急増しているのは、平成22年度から見ましたら、199が平成23年でかなりふえている。その急増の理由は。

○事務局

こちらにつきましては、警察署からの通告ということになりますが、いわゆるストーカー殺人ですとか、そういったところで非常にDVに対して早いうちに対応しなければいけないということが出てきました。そこでお子さんがいるところでは、児童虐待の心理的虐待に当たるということで、この平成22年度から平成23年度にかけてということで、これは全国の児童相談所でも、各警察からこの心理的虐待で通告をいただいているという形の増加が見られておりまして、横浜市におきましてもこのような状況になっているということです。

○増田委員

平成22年度を見ますと、実母が多いが、平成25年度から逆転していますよね。理由がもう一つはつきりしないのですけれども、今おっしゃったのですべてですか。

○事務局

平成23年度くらいからふえておりますけれども、一つはDVに関する法律が改正されて、認識が広まったということもあります。神奈川県では特にこの傾向が強くて、逗子で殺人事件に実際に至ったものもございまして、警察もその辺の体制を整備しています。先ほどのストーカーですとか、暴力関係、それから児童虐待を総合的に取り扱って、早く検挙するというような体制をとって、その取り組みが進んでいるという結果が、こういう数字にあらわれているのだらうと考えております。

○影山委員

「189」の3けた化について、7月1日から既にスタートしているということですが、約1週間たちましたけど、「189」を利用して横浜市の児童相談所のほうに電話がかかってくるかどうかというのは、わかるものなのでしょうか。それから、もともと「189」というのは固定電話からかければ便利なのですが、今携帯電話が普及しているので、携帯電話からかける場合には、なかなか不便だろうなというので、いろいろな課題があるようには思っております。一方において、110番とか119番と同じように「189」がすごく普及した場合には、今でも児童相談所には相当な通告がありますが、この「189」が普及することによってすごく数がふえてしまうのではないかと。それに対して対応できるのだらうかということも一方において心配されていた状況があるのですが、約1週間経過してみた状況をお知らせいただければと思います。

○事務局

「189」が7月1日からスタートしてからの数ですが、こちらにつきましては厚生労働省のほうで全国の数字を今取りまとめている状況です。今後としましては、各自治体でも統計がとれるよう現在検討している状況でございます。横浜市につきましては、なかなか正確な把握が難しいのですが、夜間・休日のホットラインに入ったものにつきましては、7月1日から現時点で3件、「189」からつながってきたということで把握をされております。それから「189」を使って、これから相談件数がふえていくということは、当然想定されますが、私どもとしましては、その増加に対応できるように、迅速に処理ができるように体制をとっていきたいと考えております。

○佐々木委員長

厚生労働省のほうで数字を把握しているという点について、市のほうではその数字はまだわからないというのですか。普通に考えると、「189」で児童相談所につながるのを把握できそうですが、つながった分の数字というのは児童相談所でわからないのですか。

○事務局

「189」からかかってきたかどうかというところが、実際の電では把握ができないのです。「1

89」からかかってきたかどうかの確認を今厚生労働省でつかんできている状況です。

○佐々木委員長

そうすると、よこはま子ども虐待ホットライン経由か「189」経由かが、そちらの受け手の側では判別できないというのですか。聞いてもいいような気がします。

○村田委員

先ほど増田先生からご質問のありました、実母と実父の数の変遷ですね。ご説明はありましたが、考えてみればもう少し具体的な背景などを理解したいと思うが、その辺は何らかの方法がございませうか。

○事務局

今のところでは、全体の傾向としてDVの加害者というふうに呼ぶわけですがけれども、男性が多く、全体に関連しているということでそのように今考えております。詳しいこの分析はまだしておりませんので、次回にはできるようにしていきたいと思っておりますが、全体の傾向としては、やはりDVがふえているというところで、加害者としての男性がふえているものと考えております。

○佐々木委員長

今、村田委員からのご質問に対する答えになるのは、警察という件数の内訳が実父か実母かがわかると、もう少し数字の中身がわかっていくという話ではないかということですね。警察がそれを整理してくれているかどうかというのが、次の問題でしょうね。

○飯田委員

今のこの4番の実父による数が多いと。それがそのDVを子どもが目撃するということでの心理的虐待というふうなご説明があったのですけれども、その前の27ページの2番、虐待種別件数がありますが、そこが全部これに当てはまっていくのかというと、すごく不思議な気がするのです。その辺、DVを目撃したから通報となると、全部心理的虐待かということ、そういうわけではないと思うのですが、この辺の関連はどのように分析されていますか。

○事務局

もちろんDVの目撃だけでない心理的虐待もございませう。子どもに対して、「おまえなんか産まなきゃよかった」とか、非常に厳しい言葉をかける心理的虐待もございませうが、全体の統計上、数としましては、警察から通告をもらう中での、子どもの前でDV行為があったということで、カウントされる数字があります。細かい心理的虐待の内訳についてはここに記載されておきませうが、ご指摘のとおり、DVだけではなくて、いわゆる子どもに対しての厳しい言葉かけですとか、暴言ですとか、兄弟間による差別ですとか、そういった心理的虐待もこの中には含まれておきませう。

○岩本委員

29ページの資料9-2についてお尋ねしたいのですが、最初の9-2の1番目、一時保護所保護状

況の推移で、平成26年度が保護件数1113件で延べ日数が4万6394日ということで、4つの段にわたって数字がありますが、これをどのように理解していったらいいのかということが一つ。つまり、延べ日数の4万6394日というような日数が年々ふえていっているというところの理解をどう考えていったらいいのかということが一つです。それと、一時保護されたお子さんが、3番目の退所理由別件数では、多くの方が556件、家庭引き取りとなっておりますが、この辺の、その後のフォローがどのように取り組まれているのかということについて、お尋ねできればと思います。

○事務局

まず、ご質問の1番の延べ日数の増加という点についてです。平成22年度から一時保護の日数がずっとふえてきて、一部若干下がったところもございますが、増加傾向にあるということでございます。これにつきましては、虐待による一時保護がふえている、そして、その中身が非常に複雑になってきておまして、なかなかおうちに帰せない、では帰せないならばどうしていくかということが、児童相談所の現場では非常に苦慮しているところでございます。それでは家ではなくて、児童福祉施設、あるいは里親、そういったところ、社会的養護といわれている家ではない生活の場に移すというような措置を講じるわけでございますけれども、その数にも限度がございますので、なかなか速やかな移行が進んでいない、そういったことが原因かと考えております。これにつきましては横浜市全体としても、社会的養護のこれからの取り組みということで、里親さんの数の増加であるとか、養護施設の整備などを今検討しているところでございます。

それから、ご質問の2点目で一時保護退所理由、特に家庭引き取りが多いといったところでございます。児童虐待による一時保護というのが非常に多いわけでございますけれども、児童相談所の我々といたしましても、一たび虐待が起きたら二度と親とは暮らせない、そのように考えているわけではありません。できれば、虐待を二度と起こさないように、再発防止という意味で、なぜ虐待をしたのか、どんな課題があったのか、それぞれを福祉的な支援の中で解決していく。そして、また子どもがもともと住みなれた家、地域へ戻していく、家族再統合といった言い方をしておりますけれども、そういったことで家庭復帰を目指すというのがまず一義的に必要なことでございます。ただ、ケースによっては、どうしてもこの親のもとには帰せない、あるいはいろいろな事情により当面の間は戻せない、そんな事例もございますので、そういった場合には、左のほうにあります、児童福祉施設入所、あるいは里親委託等々の措置を講じるということになっているわけでございます。

それから、一時保護解除した後のフォローにつきましては、多くがそれで終わりというわけではありまして、児童相談所でいわゆる継続指導、継続支援という形でしばらくの間、その子どもたちが安心、安全で暮らせるまで、見守りながら支援していくという形態をとっております。それから施設へ措置した場合はもちろんのこと、児童相談所には措置をするわけでございますので、引き続き支援を継続していくと、そんなフォローをしているところでございます。

○細川委員

今の3番のところでお話していただきたいのですが、今どうしてもご家庭で地域に戻すということを伺ったわけですが、よく見守りと聞きますが、見守りというのは1週間に1回見に行くとか、3日に1回見に行くといったルールとかあるのでしょうか。また、その他で200件ある、このその他というのは具体的にどういうその他なのか、教えていただければと思います。

○事務局

まず、見守りということについては、児童相談所においても施設等へ移すのではなく、一時保護を解除した後、地域へ子どもを戻す場合に、地域のたくさんの関係機関の方に、この見守りという言葉を使ってお願いをしているところがございます。学校の先生、あるいは保育園の先生方、あるいは地域の民生委員、児童委員の皆さん、そういった関係機関、あるいは医療機関の先生方、警察、いろいろな子どもを取り巻く関係機関の方々はたくさんいらっしゃいます。そういった方たちと連携、協力をしながら、地域で子どもを見守っていくということになるわけですが、お尋ねのように、例えば、だれかが3日に一度、必ず見るとか、そういったルールがどこかに書かれているわけではありません。これは本当に10ケース行ったら10通り、100ケース行ったら100通りの支援がございまして、それから関係機関も多岐にわたります。そういった意味では、児童相談所では区のこども家庭支援課などと連携をしながら、カンファレンスといったような話し合いを続けながら、いろいろな関係機関の方々の役割分担をする中で、どなたがどんな見守りの手法、頻度をとったらいいのかといったことを一件一件検討しているというところがございます。

その他につきましては、保護所間の移動、これは、児童相談所は4カ所あり、4カ所にそれぞれ一時保護所を設置しております。さまざまな事情によって、この一時保護所を移るという場合がございます。例えば、保護者が一時保護所の場所を認識して奪還に行くとか、そういった危険性があるとか、あるいは、非常にその関係性の強い、例えば非行の集団グループなど、同じ保護所に同じグループの子がいるというのは適切ではないといった場合に分離をするとか、保護所間の移動というのがございます。あるいは、児童養護施設等の施設に今入所している子が一時的に施設の中で不適応を起こして、ちょっとクールダウンのために一時保護を利用することもございます。そういった子どもにつきましては、再びもともといた施設に戻るといったこともございます。あとは、入院、あるいは自立援助ホーム委託等々の、そのほかのものがございますが、大概はこのような保護所間の移動、あるいは施設へ戻る、このような事例が主流かと思っております。

○影山委員

今日の報告の統計にはないのですが、児童虐待ケース等で要保護児童対策地域協議会が見守りないしケース支援をしているケースというのがどの程度あるのか、恐らく各区個別支援、要保護児童対策地域協議会の三層構造の一番現場に近い個別支援会議等々のケース数も、横浜市であれば相当な数になっているのかなど。要保護児童対策地域協議会がどのぐらい機能しているのかというのが、すごく関心があるのですが、児童福祉審議会でそのあたりを今後ご報告いただくということは難しいのでしょうか。

○事務局

統計には出しておりませんでしたけれども、実際には地域の要保護児童対策地域協議会の中の個別ケース検討会議などを開いて、先ほどのような地域に戻すときにも、カンファレンス、個別ケース検討会議を行っております。実際には個別ケース検討会議も数年前に比べて、区役所に体制ができたこともございまして、数的には会議の回数も増えております。申しわけありません。こちらではこれまで報告させていただいておりませんでしたので、今後させていただきますので、よろしくお願ひいたし

ます。

個別ケース検討会議の数については、平成26年度で1000件を超えまして、平成23年度440回ということで、ほぼ倍以上になっております。また、実際に台帳に登録している件数も、4000件ほどになっておりまして、数年前より数がふえてきているという状況でございます。本日は数値がなくて申しわけございません。

○新井委員

資料の9-2に戻って、2番の一時保護所における入所理由別件数で、下に丸が2つあるかと思うのですが、その下側に「平成26年度の一時保護委託（一時保護所以外での保護）件数」が227件と、非常に大きなボリュームで明記されておりますが、これは2番の保護所における件数の、平成26年度1113件に含まれない数であると理解したらいいのかということと、この一時保護委託、保護所以外の委託の内容等、どこへ一時保護したのかという内訳を教えてくださいたいです。

○事務局

まず、2番の一時保護所における入所の数には含まれておりません。それ以外の数字ということでご理解ください。

それから227件でございますけれども、多くが一時保護所ではないところで保護をしたということで、例えば乳児院、赤ちゃんなどの場合ですね。一時保護所では保護をすることができませんので、2歳未満のお子さんをお預かりする児童福祉施設に乳児院というものがございまして、赤ちゃんなどに一時保護が必要である場合は乳児院のほうに一時保護委託をしております。それから同様に、病院、医療機関のほうに一時保護をお願いすると、この2つがほとんどでございます。

○村田委員

28ページの虐待者別件数、実父、実母について、子どもが育つ環境ということを考えますと、実父、実母、それぞれに対するケアの施策といいますか、この辺のことは、例えば、児童福祉審議会以外の何らかの資料とか内容とかでそれはまとめられているのか、あるいは、そういうことは施策としての具体的な資料としてはないのかどうなのか、その辺のことが知りたいのですが。

○事務局

実父、実母に対する支援施策というものが、何かきちんとした文章等で報告されているということではございませんけれども、いわゆる児童虐待を未然に防ぐ、あるいは、虐待が発生した以降、再発を防止していくということで、一番大事なのは、今ご指摘いただいた虐待をしてしまった保護者、実父なり実母に対する課題の解決ということでございます。これにつきましては、通常は児童相談所であれば、各ケースに担当のケースワーカーという職員がいて、あるいは、児童心理士や各児童相談所には常勤で児童精神科の医師もいます。そういったチームでその保護者の方々に対する課題の解決に支援をしていくということになります。それから、児童相談所だけでそういったことをしていくということではありませんで、地域であれば、区の区役所の福祉保健センターのスタッフの方々、あるいは、例えば、数はあれですけども、親が精神疾患によって虐待が発生してしまう場合も少なくありませんけれども、そういった場合は保護者の方がきちんと精神科医療にかかっているのかどうか、

そういった主治医の先生がいるか、そういった先生方ときちんと連携をして、適切な医療が継続されるようなチーム支援をしていくと。そんなふうになっておりまして、何か制度的にまとまったシステムというよりも、個々のケースに応じた支援をしているというようなことになっている状況でございます。

○事務局

ただいま、先生方から本当に素晴らしいご指摘をたくさんいただきました。我々分析する上で、先生方からいただいた、例えばこういう数字で分析してみたらどうだ、こういうような考え方もあるのではないかと、というようなことを、今、お伺いしたことをきちんと整理いたしまして、また、数字についてもできるだけ、それに基づいたものをきちんとご提示できるように、努力をしてまいりたいと思っています。そういったことを踏まえて、ご議論いただけるような材料を提示していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○天明委員

十分な数字もいただいていたりますので、ありがたいと思っています。親の支援といいますが、父親が5割というようなデータとか、警察のほうでDVに至ってしまったところで、それが虐待というようにして数字化されているところは、子どものことを考えるともっともだと思えるのですが、さて、父親になるということがどれだけ大変なことかということと、社会的な支援のない中で親になっていくというのをだれがサポートしてくれるのか。そのあふれてしまった怒りとか、DVに至ってしまう感情とかをどうやって昇華したらいいのだというケースモデルの、また、「あんなだったらいいな」というロールモデルのない中でやっていく男性は本当に大変だと思えるのです。そのあたり、今の感じだと指導という形で解決しようとなりがちなのですが、そうではなく、同じ立場でみんな悩んでいる。ママたちもそうなのですが、みんな悩んでいるのだと。悩んでいていいのだ、それを言っているのだ、弱い自分をさらけ出していいのだ、という場所をきちんとつくってあげることで、父親にもそういうサポートが必要なのではないかと思うのです。あなたのやっていることは間違っていますなんていうのは百も承知で、それでもあふれてしまうものをどうするかというところが、すごく困っているところだと思うので、そういうところに立って多分専門家の方々はやってくださっていると思うのですが、それ以外の方との接点をなるべくとれるような働きかけをしていただけたら頼もしいと思います。よろしくお願いいたします。

○明石委員

アルコール依存症とかドラッグ依存症について、チームをつくり、グループワークで自立していくのが望ましい。DVも多分、専門ではありませんけれども、お互いが助け合うような場を設けてくれるといいかなというので、私もそういう意見を申し上げたいです。ぜひ、そのチームで助け合っていくという方向を考えていただくといいかなと思っています。意見です。

○天明委員

その話題を話し合うために、連絡した後、児童相談所に通報・通告した後のことは、やはり余りにもわかりにくいので、個人が守られているのはすごく大事なのですが、例えば、地域子育て支援拠点

とか、広場とか、そういう事例を抱えていそうなところが、一緒に考える仲間ではなくて、事例を持ってきましたよというところになってしまって、みんなで一緒に考えようという場になりにくいので、守秘義務はすごく大事だと思いますけれども、上手に使ってほしいなと思っております。意見です。ありがとうございました。

○長谷山委員

今の皆さんのご意見で、細野さんもこれからどんどんいろいろ考えてくださると思いますが、考えてくださって分析していただいて、この分析が、お父さんお母さんになるそのもっと前の教育として、どこでどういうふうに入れていけばこの数字が、本当に楽しいですね、本当のお父さんとお母さんなので、子どもが生まれる前にもう少し教育の中で入れ込んでいけたら、この教育はどこの時代で教えていったらいいのかというところまで分析していただければ、本当にありがたいなと思います。意見でお願いいたします。

(5) 平成27年4月1日現在の保育所待機児童数について 事務局より資料に基づき報告

○増田委員

今ご報告があったように、横浜市の大変厳しい状況の中でこれ以上の施策は無理であろうというぐらいに多彩な取り組みをした結果、数値的にもかなり効果が出ているとは思っていますが、やはり私はこの保育部会のほうでも話が出ましたけれども、今日ご報告いたしました認可等を審議するときに、もちろん一定のルールに沿って、そしてまた付加された条件をつけながら、実際に運営される保育所での保育が質のところまで、量的確保だけではなくて質を担保するという、このことを常に忘れないようにしていきませんか、横浜がこれだけの勢いで数をふやし、今の資料にもありましたように、運営の種別といいますか、多様な運営組織が、経営組織が実際の保育を担っている、そういう中で、児童福祉施設としての基本的な姿勢を横浜市がしっかりとそのことを見取りながらやっていきませんか、やはり保育の場は、特に低年齢児の子どもも多数おりますので、命と直結している、そういう状況にありますので、これから以降も、今あるいろいろな制度にプラス、質を担保できる、そういう仕組みを今後も考え続けなくてはいけないと思います。

それと、今のご報告の中にもありましたが、器はつくっても、保育士不足である、保育を担う人がいないということが、依然として課題としてあるわけです。私立保育園の協会でもいろいろな取り組みを積極的になさっているのですが、やはり私は根本的なところでの解決なしにはこれは恐らく解消しないだろうと思います。というのは、もうご存じのように、保育士の処遇等が社会的な全体的な状況と比べますと余りにも低過ぎる。こういう中で、保育士はかなりの数を養成していますし、今の報告にもありましたように、保育士も特区ではありますけど、2回の試験をやると数の確保はかなりあるわけです。それから、潜在保育士の数といったら膨大な数があるわけです。私は東京都の潜在保育士の調査のところにかかわりましたが、全国的な調査をやりましたときに、いても条件が合わないのです。潜在保育士として存在する方たちの多くは、正規の職員になりたいという方は一部いらっしゃるのですが、多くの場合は非正規、短時間での勤務であるとか、そういうことを希望しているわけです。それで希望する時間は昼間の我が子が保育所・幼稚園あるいは学校に行っている間。と

ころが施設側が求める時間はその時間ではなく、朝であるとか、夕刻以降とミスマッチで、確保につながらないのです。全国的なある地域では、発想の転換をして、正規の職員を少しずらしながら、非正規の人が真ん中の時間を担当できるように、そのことによって確保ができて、定員を超えての受け入れができるようになったという報告もあります。つまり、どれだけ数が確保されていても、お互いのニーズが合致して、そして現場に確保できるような、そういういろいろな工夫ある取り組みをしないと、恐らくこの課題は解決しないだろうというふうに思います。しかし何といても、魅力がないのです。これだけ大切な、そして意義ある仕事ではあるけれども、こんな処遇ではやっていけないということで、横浜だけの問題ではないのですが、しかし、このことを常に横浜においても、これからも大きな課題として認識しながらやっていく必要があるだろうなというふうに思います。いろいろやっつけらっしゃること、そしてその努力に対して、いつも敬服をしているのですけれども、でもさらにこんなことが必要であるということを一応申し上げておきたいと思います。

○村田委員

今、増田先生がおっしゃっていただいたことは、私立保育園すべてに当てはまることで、もう既に各園の努力の限界はとうに超えているという、そういう状況とも言えると思います。正規の職員を募集しても来ない。どんどん非正規がふえている。それから短時間もふえています。でも先ほど言ったように、ミスマッチということでもさまざま工夫をすることで、乗り切れる部分というのはあると思いますけれども、あくまでもそれは対症療法かなと思っております。そういう点で、施設はたくさんふえましたけれども、担い手が見つからない、すべての保育園がそのような状況になっています。ですから、定員があったとしても、それを今後支えるだけの保育士を確保できるかどうかというのは、やはり運営している私たちも自信がないというところがございます。先ほど増田先生もおっしゃっていただきましたけれども、横浜市は手をこまねいて待っているわけではなく、さまざまな施策をいただいていますし、私立保育園園長会もそれと協力して、いろいろやっておりますけれども、当面どうするかという点でなかなか見通しがつかない。今私どもの保育園も7月の末、8月の末、9月の末に引っ越しが多く、それに対しての補充がなかなかつかない。それから、派遣の会社にも十数件に当たっていますが、保育士の確保はかなり厳しいというところがございます。しかし、だれでもいいというわけではございませんし、質的に確保していかなければいけないという、さまざまな課題もありますので、そういう点では、幾つもの課題をどうやって果たしていったらいいのだろうかということで、大変悩ましい実情ではあります。いろいろ工夫して頑張っていきたいというふうに思いますけれども、確かに社会の景気がよくなると、保育士の担い手が少なくなってきた、採用するにもなかなか難しいという状況です。基本的にはこういう大事な仕事をしているにもかかわらず、この仕事をしながら生活を維持していくというのがなかなか大変というのが正直な実情で、確かに保育士のなり手が少ないというのはかなり大きな問題になってきているかなと思っております。

○事務局

先日の保育部会でもいろいろとお話しいただきましたが、保育所の質の確保、これは非常に大事だということですか、あるいは処遇の問題ですか、雇用のミスマッチの問題ですか、それからまた、今おっしゃっていただいた担い手の問題ということで、非常に課題は山積しているという認識しております。確保につきましては今度7月31日、ことし第1回保育士就職面接会を開催させていた

ですが、これはもとより、さまざまな工夫をしながら、きょういただいたご意見を踏まえながら取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○松橋委員

先ほどの保育士さんのお話で、私ども日本水上学園という児童養護施設の施設長をしておりますけれども、私たちの社会的養護の場も、同じ人材不足で県下の施設、みんな苦しんでいるところなのですけれども、今増田委員からお話ししていただいたように、そういう処遇の問題が大きいかと思うのです。ここの児童福祉審議会の委員の先生方の中で、そういう保育士さんとか社会福祉士、あるいは社会福祉関係の養成をされている先生方は多くいらっしゃるのですが、そういう学生さんたちの意識が、一つ、村田委員がおっしゃったように、景気がよくなると一般企業のほうに流れていくというのがあるという話は松原委員さんからも聞いたことがあります。そういう学生さんたちの意識というか、保育士になろう、あるいは社会福祉士関係になろうという学校に行かれる人は多いのですが、卒業したときに現場に来てくださらないという問題もあるのかなと思います。今すぐではなくて結構なのですけれども、養成の学校の先生方にそういう学生さんたちの意識だとか、我々がどのように持っていったら学生さんたちが現場に来てくださるのか、そういうご意見も幾つか伺えればありがたいなと思います。

○増田委員

すべての学校のことを知っているわけではございませんが、例えば私が今勤務しております大学では、そのほとんどが保育現場に行っております。地方に行きまして養成校の話を伺いますと、かなりパーセンテージが下がってくることはございます。しかし、多くの学生が保育者を目指し、そして資格・免許を取りましたときに、やはり子どもと出会い、そして仕事をしたいという思いを強くしております。しかし、私が今一番心配しておりますのは、今の学生たちはもちろん自分の意志も持っておりますけれども、かなり保護者、親の思いをかなり受けとめながら、そして親の思いに沿う形でいろいろなことを決定いたします。それが入学に当たってオープンキャンパス等も含めて、両親あるいはどちらかの親が必ずとっていいほど一緒に大学に参ります。そのときに保護者の思いというのがかなり影響しているわけです。当然出口のことも学生、そして保護者にとっては気になるわけですが、その出口のところでも今のところはまだまだ福祉現場、あるいは幼稚園・保育所・認定こども園等、就職をすることに対して保護者が真正面から反対するということは、まだ余りないようです。しかしこの厳しい状況が余りにも続くと、恐らくそういった動きも出てきて、保育者を目指す人はある一定の数はいると思います。今もふえておりますので。ただし、あるレベル以上のその学生を確保しようというときに、もう早晚そういう時期がくるのではないかとことを思っております。ですので、学生が就職をするに当たって、自分で足を運び、園に行くわけですが、そのときに何を見に来るか。私が今のところ感心しているのは、給与だとか、そのことよりも、やはり保育理念であるとか、今まで学んできたことが生かせるかという、そういう思いを持った学生がまだまだいるのうちに、やはり私は何とかしなければいけないだろうという思いを持っております。

資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員名簿 2 事務局職員名簿 3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱 4～6 部会報告書（里親部会、保育部会、児童部会） 7 「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」の一部改正について 8 平成 26 年度 被措置児童等虐待について（報告） 9 平成 26 年度横浜市児童相談所における児童虐待の対応状況 平成 26 年度横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入調査等の状況について 10 児童相談所全国共通ダイヤル三桁化（189）の導入に伴う横浜市の対応について 11 平成 27 年 4 月 1 日現在の保育所待機児童数について
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 チラシ「児童相談所全国共通ダイヤル 1 8 9」
特記事項	なし